

(別表 2 - 1) 法令等に基づく時期又は頻度をそのまま運用するもの

No.	条項	措置等	時期又は頻度	
1	法第 25 条の 3 第 1 項 規則第 24 条の 2 の 2	特定放射性同 位元素の防護 のために講ず べき措置等	① 防護のために必要な設備及び装置の点検	毎週 1 回以上
			② 防護のために必要な設備及び装置の機能を 維持するための保守	防護規程に定める時期又は頻度